

○大東市市民会議運営補助金交付要綱

平成28年12月5日

要綱第72号

改正 平成31年3月29日要綱第23号

(目的)

第1条 この要綱は、大東市補助金等の交付等に関する条例（平成31年条例第3号）および大東市補助金等の交付等に関する条例施行規則（平成31年規則第6号）に定めるもののほか、市民が地域で事業を実施するなどして主体的にまちづくりに参加し、大東市における住民自治の推進を図るため、市民が集まり、まちづくりの課題について議論し、交流するために設立された全世代地域市民会議（以下「市民会議」という。）の運営を支援するための大東市市民会議運営補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、大東市全世代地域市民会議設立届受理証が交付された市民会議とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、市民会議の運営に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 旅費、消耗品費、印刷製本費等の事務費
- (2) 会場借上げ費等の会議費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1の年度において50,000円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(申込み)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大東市市民会議運営補助金交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申込みをしなければならない。

- (1) 運営計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を確認した上で、補助金の交付の可否を決定し、その旨を大東市市民会議運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申込みを行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

（請求等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、速やかに大東市市民会議運営補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を概算により交付し、第8条の補助金の額の確定後に精算するものとする。

（実績報告）

第7条 補助決定者は、当該補助金の交付の決定を受けた年度が終了したときは、速やかに実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 運営報告書

(2) 収支報告書

(3) 運営に要した経費に係る領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を確認した上で、補助金の額を確定し、その旨を確定通知書（様式第5号）により、補助決定者に通知しなければならない。

（概算払の精算）

第9条 補助決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けた場合において、その額が既に交付された補助金の額よりも少額であるときは、その差額を返還しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年要綱第23号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定に基づき作成した用紙は、改正後の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定に基づき作成したもののみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。